

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◆告示 土地区画整理事業の事業計画の変更認可
国有財産の公用廃止
- ◆選管告示 当選無効の告示
公有水面の埋立の免許
- ◆公告 火薬類取扱保安責任者試験の実施

告示

鳥取県告示第百五十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十五条第八項の規定により、米子都市計画皆生温泉土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法第五十五条第六項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十七年三月十三日

鳥取県知事 石 破 二 郎

一 土地区画整理事業の名称 米子都市計画皆生温泉土地区画整理事業

二 事務所の所在地 米子市中町米子市役所内

三 事業計画認可の年月日 昭和三十四年十一月二十五日

四 変更認可の年月日 昭和三十七年三月八日

鳥取県告示第百五十六号

次の農道は、昭和三十七年三月五日から公用を廃止した。

昭和三十七年三月十三日

鳥取県知事 石 破 二 郎

場 所 地目又は面積又は
は品目 数量(坪)

西伯郡名和町大字御来屋字大林四
〇三ノ一、四〇三ノ五、四〇三ノ
六、四〇三ノ七、四〇三ノ八番地 農道敷 二一、二五

先
ノ四、四一〇ノ五番地先 古道ノ上四一〇 一、六四

関係図面は土木部管理課に保管

鳥取県告示第百五十七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条の規定に基づき、昭和三十七年三月六日次のとおり公有水面埋立の免許をしたので同法第十一条の規定により告示する。

昭和三十七年三月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 埋立の免許を受けた者

鳥取市東町一丁目二百三十番地

鳥 取 県

二 埋立の場所及び面積

境港市朝日町一六番地先から同市岬町一一一番地先の

水面八、七七四、五平方メートル及び同市岬町四五の

六番地先から同四五の一二番地先の水面一二、三一七、

七五平方メートル(関係図面は土木部管理課に保存)

三 埋立の目的

漁港法に基づく漁港修築事業として岸壁及び船揚場を築造

四 埋立の工期

着工期限 昭和三十七年三月 十日
しゅん功期限 昭和三十八年三月三十一日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七号

昭和三十四年四月二十三日執行の鳥取県議会議員選挙の米子市選挙区における当選人米子市哲生二六〇番地柳谷保一の当選は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百五十一条の規定により、昭和三十七年二月二十七日無効となつたので、同法第百七条の規定により告示する。

昭和三十七年三月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福 光 正義

公 告

火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第三十一条の規定に基づき、甲種火薬類取扱保安責任者及び

乙種火薬類取扱保安責任者の資格試験を次のとおり行なう。

昭和三十七年三月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 種別及び試験科目

種 別 試 験 科 目

甲種火薬類取扱保安責任者

火薬類取締法令
一般火薬学
面接による人物試験

二 試験の日時及び場所

1 日 時 昭和三十七年四月二十二日(日曜日)
九時から十七時まで

2 場 所 鳥取市東町 鳥取県自治会館

三 受験手続

次の書類を鳥取県商工労働部商工課に提出すること。

1 受験願書 火薬類取締法施行規則 別表第十五の

様式による。

2 履歴書 火薬類取締法施行規則 別表第十六の

様式による。

3 写 真 手札型で出願前六月以内に撮影した上

半身正面を撮影したものとし、裏面に

撮影年月日、氏名、年令を記載するこ

と。

4 戸籍抄本

四 受験手数料

七百円の鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはり付け

消印しないこと。

五 受験願書提出期限

昭和三十七年四月十四日

六 受験票

受験票は、願書を受け付けた場合に交付する。